



埼玉県報

第179号
令和3年(2021年)
2月2日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 加須都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 一般国道407号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院で使用する灯油（2・3月分）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）

告示

埼玉県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー和光丸山台店

埼玉県和光市丸山台三丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 和光市産業振興条例の趣旨理解と施策への協力

和光市産業振興計画の規定に基づき、次の事項についてご協力をお願いします。

ア 条例では、市内事業者の責務（努力義務）として「地域貢献」、「企業市民活動への参画」及び「商工会への加入」を定めています。条例の趣旨をご理解いただき、地域における産業振興施策に積極的に参画してください。

イ 地域経済の活性化及び地域社会の発展のため、和光市が行う「企業市民活動」に積極的に参画してください。

ウ 和光市商工会への加入をご検討いただくとともに、商工会が行う事業等に対する積極的なご協力をお願いします。

(2) 和光産農産物の取り扱い

農業・商業振興及び地産地消の推進等のため、和光市内で生産された農産物を商品として取扱うこと、商品の材料として使用すること及び市内産農産物のPRにご協力をお願いします。

(3) 営業活動に伴い発生する騒音・振動等による周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えてください。

(4) 騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設（室外機や送風機など）に該当するか確認し、該当する場合には届出を行うようお願いいたします。

(5) 駐車場への出入庫及び資材の搬入等で駐停車する場合は、車両のエンジンを止めるほか、話し声、ラジオの音などが近隣の住民等の迷惑にならないように配慮をお願いします。

(6) 周辺住民等への情報提供や意思の疎通に努め、苦情があった場合には誠意

を持って速やかな対応をお願いします。

(7) 以下の方法で廃棄物の減量及び発生抑制に努めてください。

ア 製造・加工・販売などに際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保などに必要な措置を講ずること。

イ 資源ごみの再生利用を促進するために必要な措置を講ずること。

ウ 製造・加工・販売などに際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進を図ること。また包装は、再生利用可能なものを使用し、使用後の包装、容器等の回収を行うこと等により、再生利用を促進すること。

エ 商品の販売にあたって、消費者が簡易な包装、容器等を選択できるように努めるとともに、購入者が不用とした包装、容器等を返却しようとする場合には回収すること。

(8) 事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従ってください。

(9) 店舗から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、毎年六月末日までに提出してください。また、排出される廃棄物の状況を把握できる者のうちから廃棄物管理責任者を選任し、届出してください。

(変更する際も同様に届出が必要となります。)

(10) (仮称)ヤオコー和光丸山台店は和光市立第三小学校、和光市立大和中学の通学区域となっており、周辺道路は児童生徒の通学路となっている。そのため、建設時の工事車両等の出入り、開店後の物資搬入車両、来客者の車両等との事故が懸念される。

特に登下校時の時間帯については十分注意していただくとともに、反射鏡、出庫を知らせるブザー等の設置、警備員等の配置により事故の防止に努めていただきたい。

二 縦覧期間

令和三年二月二日から令和三年三月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク東松山東平店

埼玉県東松山市東平二千三百七十四番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千六百七十三平方メートル

（変更後）三千三百三十四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一五五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一八四・〇四平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二四二・九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二二・四三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二九・一五立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年九月十九日

ニ 届出年月日

令和三年一月十八日

二 縦覧期間

令和三年二月二日から令和三年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年二月二日から令和三年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百二十五号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
丸山土建株式会社	丸山 政喜	埼玉県さいたま市見沼区東大宮七丁目二番地の十
黒川設備工業株式会社	黒川 光太郎	埼玉県久喜市本町五丁目十番四十九号
有限会社朋友	渡邊 和俊	埼玉県川口市元郷三丁目六番十七号
有限会社忠和建装	渡邊 忠	埼玉県志木市中宗岡三丁目九番七号
株式会社阿部工業	齋藤 初義	埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目九番十四号
TOUBUコーポレーション株式会社	太田 和樹	埼玉県草加市柿木町二百五十番地一
株式会社WORLD STAGE	草間 剛	埼玉県戸田市大字新曽二千百十四番地

告 示

埼玉県告示第百二十六号

平成二十三年埼玉県告示第千九十一号で公示した公共測量は、平成二十四年三月三十日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百二十七号

平成二十五年埼玉県告示第九十五号で公示した公共測量は、平成二十五年三月二十二日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百二十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

荒川下流河川事務所管内

荒川（埼玉県川口市、戸田市）

四 作業期間

令和三年一月十九日から令和三年六月三十日まで

告 示

埼玉県告示第百二十九号

加須市から加須都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字森戸新田字松林一三五 番一地从り同市大字森戸新田字 松林一三一番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二五・〇〇〇 四二・二二〇</p>	<p>二五・〇〇〇 四一・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一二八・六〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成二十六年九月十二日付飯能県土整備 事務所長告示第十五号の変更</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和三年一月二十五日

指令越建セ第〇二〇一九一号

二 検査済証番号

令和三年一月二十九日

越建セ第三五六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目二百二十番、二百二十一番、二百二十二番、二百二十七番、二百二十八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目五番十六号

石塚 市郎

告 示

埼玉県病院事業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年二月二日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

県立病院で使用する灯油（2・3月分） 138,000リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当 埼玉県熊谷市板井1696
番地

(2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町小室818
番地2

3 落札者を決定した日

令和3年1月26日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社鈴木石油 埼玉県深谷市菅沼443番地1

5 落札金額

65.78円（1リットル当たり単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年12月4日